別　紙

第 395 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 395 回三木市議会定例会（令和 8 年 11 月 25 日開会）に提出する議案 13 件（条例関係 6 件、補正予算関係 7 件）及び議案訂正 1 件（事件訂正請求書）の概要は、次のとおりです。

1　条例関係

(1)　第 67 号議案　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア　改正理由

令和 8 年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を改正する必要があるため。

イ　改正内容

議員の期末手当の年間支給月数を 4.65 月から 4.70 月に引き上げる。

(ｱ)　現行

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 232.5	100 分の 139.5	100 分の 69.75
12 月 1 日	100 分の 232.5	100 分の 139.5	100 分の 69.75
年間合計	100 分の 465	100 分の 279	100 分の 139.5

(ｲ)　令和 8 年 12 月 1 日適用

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 232.5	100 分の 139.5	100 分の 69.75
12 月 1 日	100 分の 237.5	100 分の 142.5	100 分の 71.25
年間合計	100 分の 470	100 分の 282	100 分の 141

(ｳ)　令和 9 年 4 月 1 日施行

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 235	100 分の 141	100 分の 70.5
12 月 1 日	100 分の 235	100 分の 141	100 分の 70.5
年間合計	100 分の 470	100 分の 282	100 分の 141

ウ　施行期日

イ(ｲ)については公布の日から施行(令和 8 年 12 月 1 日から適用)し、イ(ｳ)

については令和９年４月１日から施行する。

(2)　第68号議案　三木市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア　改正理由

令和８年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、三木市長等の給与に関する条例を改正する必要があるため。

イ　改正内容

市長、副市長、教育長の期末手当の年間支給月数を4.65月から4.70月に引き上げる。

(ｱ)　現行

基準日	在職期間		
	６箇月	３箇月以上６箇月未満	３箇月未満
６月１日	100分の232.5	100分の139.5	100分の 69.75
12月１日	100分の232.5	100分の139.5	100分の 69.75
年間合計	100分の465	100分の279	100分の139.5

(ｲ)　令和８年12月１日適用

基準日	在職期間		
	６箇月	３箇月以上６箇月未満	３箇月未満
６月１日	100分の232.5	100分の139.5	100分の 69.75
12月１日	100分の237.5	100分の142.5	100分の 71.25
年間合計	100分の470	100分の282	100分の141

(ｳ)　令和９年４月１日施行

基準日	在職期間		
	６箇月	３箇月以上６箇月未満	３箇月未満
６月１日	100分の235	100分の141	100分の 70.5
12月１日	100分の235	100分の141	100分の 70.5
年間合計	100分の470	100分の282	100分の141

ウ　施行期日

イ(ｲ)については公布の日から施行し(令和８年12月１日から適用)し、イ(ｳ)については令和９年４月１日から施行する。

(3)　第69号議案　一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア　改正理由

令和８年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給与に関する条例等を改正する必要があるため。

イ　改正内容

令和８年人事院勧告の内容に準拠した給与改定等を実施する。

(ｱ)　一般職の職員の給与に関する条例の改正

a　給料表の改定(令和８年４月１日適用)

全ての給料表について、給料月額を改定する。

改定率　全体3.3%引き上げ(行政職俸給表(一))

b　一般職の期末勤勉手当の支給月数の見直し

年間の支給月数を 4.65 月から 4.70 月に 0.05 月引き上げる（期末 0.025 月、勤勉 0.025 月引き上げ)。

(a)　現行

基準日	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の126.25	100分の126.25	100分の252.5
勤勉手当	100分の106.25	100分の106.25	100分の212.5
合計	100分の232.5	100分の232.5	100分の465

(b)　令和８年12月１日適用

基準日	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の126.25	100分の128.75	100分の255
勤勉手当	100分の106.25	100分の108.75	100分の215
合計	100分の232.5	100分の237.5	100分の470

(c)　令和９年４月１日施行

基準日	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の127.5	100分の127.5	100分の255
勤勉手当	100分の107.5	100分の107.5	100分の215
合計	100分の235	100分の235	100分の470

c　再任用職員の期末勤勉手当の支給月数の見直し

年間支給月数を2.45月から2.50月に0.05月引き上げる(期末0.025月、勤勉0.025月引き上げ)。

(a)　現行

基準日	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の 71.25	100分の 71.25	100分の142.5
勤勉手当	100分の 51.25	100分の 51.25	100分の102.5
合計	100分の122.5	100分の122.5	100分の245

(b)　令和８年12月１日適用

基準日	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の 71.25	100分の 73.75	100分の 145
勤勉手当	100分の 51.25	100分の 53.75	100分の 105
合計	100分の 122.5	100分の 127.5	100分の 250

(c)　令和9年4月1日施行

	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の 72.5	100分の 72.5	100分の 145
勤勉手当	100分の 52.5	100分の 52.5	100分の 105
合計	100分の 125	100分の 125	100分の 250

(ｲ)　三木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員（高度の専門的な知識経験を有する者を、その知識経験を必要とする業務に従事させる場合に、選考により 5 年を超えない範囲で任期を定めて採用する職員）の給料表を次のとおり改定する。

号給	現行の給料月額	改正後の給料月額
1号給	405,000円	419,000円
2号給	455,000円	470,000円
3号給	508,000円	525,000円
4号給	574,000円	593,000円
5号給	655,000円	677,000円

また、期末勤勉手当の年間支給月数を 3.70 月（期末 1.925 月、勤勉 1.775 月）から 3.75 月（期末 1.95 月、勤勉 1.800 月）に 0.05 月引き上げる（期末 0.025 月、勤勉 0.025 月引き上げ）。

(ｳ)　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正

給料表について、一般職の職員に準じて改定する。

ウ　施行期日

(ｱ)　公布の日　イ(ｱ) a 、イ(ｱ) b (b)、イ(ｱ) c (b)、イ(ｳ)

（ただし、イ(ｱ) a 及びイ(ｳ)は令和8年4月1日から適用し、イ(ｱ) b (b)及びイ(ｱ) c (b)は令和8年12月1日から適用する。）

(ｲ)　令和9年4月1日　イ(ｱ) b (c)、イ(ｱ) c (c)、イ(ｲ)

(4)　第70号議案　三木市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例の制定について（教育施設課）

ア　改正理由

近年の急激な物価高騰や国による交付金の活用、給食費の抜本的な負担軽減を目的とした制度改正など、社会情勢が大きく変化してきており、これら

に対し、柔軟かつ迅速に対応する必要があることから、学校給食費の額を、条例ではなく規則により規定する改正を行い、時勢に合わせた適正な給食費の検討を可能とするとともに、より質の高い給食の提供をめざすため。

イ　改正内容

条例第４条第１項中、学校給食費の額を、三木市学校給食費徴収条例施行規則に定める。

ウ　施行期日

令和９年４月１日

(5)　第71号議案　三木市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（環境政策課）

ア　改正理由

三木市の豊かな自然環境を保全し、また、農作物等への風評被害を防止し、公衆衛生と公共の福祉を保護するため、市内の墓地においては、原則、埋葬（土葬）を禁止する旨の条例改正を行うため。

イ　改正内容

(ｱ)　墓地の経営者は、埋葬をさせてはならないこととする。

(ｲ)　ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない、との例外規定を設ける。

ウ　施行期日

令和９年４月１日

(6)　第72号議案　三木市下水道条例の一部を改正する条例の制定について（下水道課）

ア　改正理由

令和８年７月23日に「下水道法等の一部を改正する法律」が公布され、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。この法改正により、条例において引用する同法の条項が一部繰り下げられたことに伴い、条例を改正する必要があるため。

イ　改正内容

下水道法の改正に伴う項ずれの整理を行う。

ウ　施行期日

下水道法等の一部を改正する法律の施行の日

２　補正予算関係　【別添「令和８年度12月補正予算(案)の概要」参照】

(1)　第73号議案　令和８年度三木市一般会計補正予算(第５号)

(2)　第 74 号議案　令和 8 年度三木市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)
(3)　第 75 号議案　令和 8 年度三木市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)
(4)　第 76 号議案　令和 8 年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)
(5)　第 77 号議案　令和 8 年度三木市学校給食事業特別会計補正予算(第 3 号)
(6)　第 78 号議案　令和 8 年度三木市水道事業会計補正予算(第 1 号)
(7)　第 79 号議案　令和 8 年度三木市下水道事業会計補正予算(第 1 号)

３　議案訂正

(1)　「第 58 号議案　令和 7 年度三木市水道事業会計決算の認定について」の事件訂正請求について（上下水道部）

第 394 回三木市議会定例会に提出した令和 7 年度三木市水道事業会計決算の認定について、決算書の一部に誤りがあったため、議案の訂正を請求するもの。